

## 「九州エコライフポイント」運用実施要領

### 1 目的

この要領は、九州エコライフポイント事業におけるポイントの付与及びポイント代金の決済について定める。

### 2 ポイント付与の対象となる家庭等でのCO<sub>2</sub>削減活動

ポイント付与の対象となる家庭や地域の中でのCO<sub>2</sub>削減活動（以下、「対象活動」という。）は、次のとおりとする。なお、対象活動の詳細については、活動ごとに別途定める実施要領による。

- (1) 環境行動
- (2) 環境保全活動
- (3) 省エネ製品の購入

### 3 ポイント券について

- (1) 有効なポイント券は、名称、金額、発行番号及び発行者名が明白であり、かつ使用前に切り取り部分が切り離されていないものとする。（様式第1号）
- (2) ポイント券の種類は、100ポイント券、500ポイント券、1,000ポイント券の3種類とする。
- (3) ポイント券の有効期限は、発行日から3ヶ月とする。
- (4) ポイント券を紛失した場合、再発行はしないものとする。
- (5) ポイント券を破損した場合、破損したポイント券をポイント運営管理事務局に郵送し、ポイント運営管理事務局がポイント券としての確認ができれば、破損したポイント券と引き換えに再発行をするものとする。

### 4 ポイントの交換

- (1) ポイント券の交付を受けた者は、九州エコライフポイント取扱店（以下「取扱店」という。）にポイント券を提示し、ポイント券の額面相当額の範囲内で商品の販売またはサービスの提供を受けることができる。
- (2) 取扱店が行う商品の販売またはサービスの提供がポイント券の額面相当額を下回った場合でも、つり銭は出さないものとする。
- (3) ポイント券と現金または他の金券との引き換えはできないものとする。

### 5 ポイントの付与、ポイント券の交付及びポイント代金の決済

ポイントの付与、ポイント券の交付、ポイント代金の決済を以下のとおり行う。なお、一人当たり付与するポイント数はすべて100ポイント以上とし、100ポイント単位とする。

#### (1) 環境行動

ポイント運営管理事務局は、九州エコライフポイント環境行動実施要領で定める申込みを行った参加者の電気使用量の削減量に応じて参加者にポイントを付与し、ポイント券を交付する。ポイントの付与等については、九州エコライフポイント環境行動実施要領で別途定める。

## (2) 環境保全活動

- ① ポイント運営管理事務局は、「九州エコライフポイント」環境保全活動実施要領で定める対象活動の参加者にポイントを付与し、対象団体にポイント券を交付する。ポイントの付与等については、「九州エコライフポイント」環境保全活動実施要領で別途定める。
- ② 対象団体は、活動当日に参加者にポイント券を交付する。
- ③ 対象団体が企業・地方公共団体である場合は、ポイント運営管理事務局は実績報告書に基づき、ポイント代金を実績報告書の提出を受けた日から10日以内に対象団体に請求する。対象団体は、請求を受けた日の属する月の末日までに協議会にポイント代金を支払うものとする。

## (3) 省エネ製品の購入

- ① ポイント運営管理事務局は、「九州エコライフポイント」省エネ製品等購入実施要領で定める対象省エネ製品等の認定を受けた企業等（以下「企業等」という。）に、ポイント券を交付する。ポイントの付与等については、「九州エコライフポイント」省エネ製品等購入実施要領で別途定める。
- ② 企業等は、対象省エネ製品等の購入者にポイント券を交付する。
- ③ 協議会は、対象省エネ製品等の購入者が使用したポイント代金を企業等に請求する。
- ④ 企業等は、請求日から15日以内に、協議会にポイント代金を支払うものとする。